

2023. 4. 21

住宅ローン「しずぎんハーフがん全疾病保障」の取扱を開始

静岡銀行（頭取 八木 稔）では、物価高騰の影響を受け家計に対する意識や行動が変化しているなか、住宅ローンの返済中に、万が一、病気やケガなどで働けない状態になった時でも安心してご利用いただける保障を付帯した「しずぎんハーフがん全疾病保障」の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

本商品は、従来の「全疾病保障奥さまワイド」をベースとしつつ、がん診断給付金をローン残高の50%（半額）とするとともに、各種特約を付帯せずに上乗せ金利を抑えることで、住宅ローンの毎月の返済負担を懸念されるお客さまにも安心してご利用いただけるものとなります。

このような保障を備えた住宅ローンは、静岡県内に本店を置く金融機関では初めての取扱となります。

1. 受付開始日 4月24日(月) <融資実行は6月20日(火)からとなります>

2. 取扱店舗 静岡県内の営業店およびライフデザインステーション

3. 商品概要

(1) 加入対象年齢／満18歳以上56歳未満

(2) 引受保険会社／カーディフ生命保険株式会社、カーディフ損害保険株式会社

(3) 主な保障内容（詳細は別紙をご参照ください）

保障内容等		ハーフがん全疾病保障	全疾病保障奥さまワイド
8 疾 病	がん(診断給付金)	ローン残高の50%(半額) ^{※1} を保障	ローン残高の100%(全額)を保障
	脳卒中・ 急性心筋梗塞	・就業不能状態が継続した場合、 毎月のローン返済額を保障する	・就業不能状態が継続した場合、毎月 のローン返済額を保障する ・所定の状態が2ヵ月間継続した場 合、ローン残高が0円になる
	5つの重度慢性疾患 (高血圧症・糖尿病・ 慢性腎不全・肝硬変・ 慢性膵炎)	・所定の状態が12ヵ月間継続した 場合、ローン残高が0円になる	・就業不能状態が継続した場合、毎月 のローン返済額を保障する ・所定の状態が12ヵ月間継続した場 合、ローン残高が0円になる
8疾病以外の病気やケガ			
各 種 特 約	上皮内・皮膚がん特約	付帯なし	30万円を支給
	がん先進医療特約		1回の療養につき最大5百万円 (通算最大1千万円)を支給
	ファミリー交通傷害		入院保険金2,500円を支給
	奥さまの保障		女性特有のがんと診断された場合、 100万円を支給
上乗せ金利		通常の住宅ローン金利に 0.1%を上乗せ	通常の住宅ローン金利に 0.4%を上乗せ

※1.このほか、就業不能状態が継続した場合、毎月のローン返済額を最長12ヵ月保障します。

所定の状態が12ヵ月以上継続した場合や重度のがんと診断された場合、住宅ローン残高が0円になります。

<別紙>

【「ハーフがん全疾病保障」保障内容】

8 疾 病	がん	<p>①お借入日から91日目以降に、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額の50% (1円未満切り捨て)が保険金として当行に支払われます。</p> <p>②保障開始日以降に、がんで就業不能状態^{*1}となり、就業不能状態が継続した場合、就業不能状態である期間中のローン返済額を最長12ヵ月間お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日まで就業不能状態が継続することが必要です。 ・ローン借入期間を通算して、36ヵ月分をお支払い限度とします。 <p>③所定の状態^{*2}が12ヵ月間継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p> <p>④重度がん^{*3}と診断された場合、診断確定時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。 ・保障開始日前に発生した就業不能状態は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。 ・保障開始日は、お借入日から91日目です。保障開始日前に罹患したがんは医師の診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象外です。 ・[皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん]および[上皮内がん(大腸の粘膜内がん、膀胱や尿路、乳管などの非浸潤がんを含む)]は保障の対象外です。
	脳卒中・ 急性心筋梗塞	<p>保障開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞で就業不能状態となり、</p> <p>①就業不能状態が継続した場合、就業不能状態である期間中のローン返済額を最長12ヵ月間お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日まで就業不能状態が継続することが必要です。 ・ローン借入期間を通算して、36ヵ月分をお支払い限度とします。 <p>②所定の状態が12ヵ月間継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日です。 ・保障開始日前に発生した就業不能状態は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。
	5つの重度慢性疾患 (高血圧症・糖尿病・ 慢性腎不全・ 肝硬変・慢性膵炎)	<p>保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患で就業不能状態となり、</p> <p>①就業不能状態が継続した場合、就業不能状態である期間中のローン返済額を最長12ヵ月間お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日まで就業不能状態が継続することが必要です。 ・ローン借入期間を通算して、36ヵ月分をお支払い限度とします。 <p>②所定の状態が12ヵ月間継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日です。 ・保障開始日前に発生した就業不能状態は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。
	8疾病以外の病気やケガ	<p>保障開始日以降に、保険会社が認める8疾病以外の病気やケガで就業不能状態となり、</p> <p>①就業不能状態が継続した場合、就業不能状態である期間中のローン返済額を最長12ヵ月間お支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日まで就業不能状態が継続することが必要です。 ・ローン借入期間を通算して、36ヵ月分をお支払い限度とします。 <p>②就業不能状態が12ヵ月間継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日です。
リビングニーズ特約	<p>ローン返済期間中に、医師の診断をもとに保険会社より余命6ヵ月以内と判断された場合、ローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。</p>	

死亡・高度障害

ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、ローン残高相当額が保険金として当行に支払われローン残高が 0 円になります(保障開始日は、お借入日です)。

- ※1. 就業不能状態とは…脳卒中：言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合
急性心筋梗塞：労働制限を必要とする状態が継続した場合
- ※2. 所定の状態とは…入院または医師の指示による自宅療養等により、本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態
- ※3. 重度がんとは
 - ・その悪性新生物(がん)に対する治療をすべて受けたが、効果がなかった場合
 - ・身体的状態により、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない場合
 - ・がんに対して、効果が期待できる治療がない場合